平成２３年（フ）第５１９２号
大阪府枚方市桜丘町５番18―506号
債務者　宮井設計こと　宮井　敏夫
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３１４号
大阪市東成区大今里３丁目11番13号　清水ハイツ202号
債務者　光山こと玉野こと　金　　良子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６６号
大阪府門真市御堂町15番１―1018号
債務者　奥村　宜充
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０８０号
大阪府守口市南寺方東通３丁目７番４号
債務者　西野　正雄
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２１号
大阪市西区京町堀１丁目13番20―603号
債務者　塚園　　隆
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２４７号
大阪府吹田市岸部北５丁目44番14―102号
債務者　山下　久雄（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３３号
大阪市浪速区元町３丁目９番１―804号
債務者　伊藤　祐美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４６８号
大阪市淀川区三津屋中２丁目１番19号　サンハイツ305号
債務者　髙島　　茂
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６２号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目35番２―506号
債務者　武田　真理
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７１２号
大阪市淀川区東三国２丁目12番22―202号
債務者　住谷　由美（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７１５号
大阪市平野区長吉長原４丁目14番７号
債務者　外原　富子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３４号
大阪市平野区瓜破西１丁目７番25号　コーポＲＳ301号室
債務者　北端　　彰
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６４号
大阪府東大阪市本町１―36―402、住民票上の住所大阪府東大阪市本町２番５号
債務者　吉本　忠司
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７７３号
大阪市西淀川区福町１丁目10番26号
債務者　西村　絵美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８０５号
大阪府八尾市南本町４丁目１番６号
債務者　藤田　昌久
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８１３号
大阪府門真市朝日町17番13号
債務者　中村　　均
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６６号
大阪市旭区赤川４丁目25番16号
債務者　上田　武司
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７０号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目15番１―608号
債務者　髙原　君子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部